

半田市情報公開条例施行規則(昭和六十一年半田市規則第十一号)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十七日

半田市長 久世孝宏

半田市規則第十二号

半田市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

半田市開条例施行規則(昭和六十一年半田市規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(文書一覧)」に改め、同条中「当たつて」を「当たつて」に、「行政情報目録」を「文書一覧」に改める。

第四条第一項ただし書を削り、同条第二項中「条例第九条第一項に規定する」を「前項の」に、「定められた」を「条例第九条第一項に定められた」に、「可否いずれか」を「公開の可否等」に改め、同条第三項を削る。

第七条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

1 条例第十一条に規定する公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 複写機による写しの作成に要する費用(A3判まで) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 白黒 1面につき10円

イ カラー 1面につき50円

二 その他の写しの作成に要する費用 当該写しの作成に要した額

三 写しの送付に要する費用 郵送料に相当する額

様式第一及び様式第二を次のように改める。

(別紙のとおり)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第2(第4条関係)

半田市情報公開閲覧等請求書

年 月 日

(実施機関)

殿

(請求者) 住所
氏名
電話

半田市情報公開条例第8条の規定に基づき、下記情報の(閲覧・複写)を請求します。

記

1 請求する情報(具体的に)

2 上記情報の利用目的

(記載注意)

- (1) 情報の請求については、閲覧、複写のいずれかを○で囲むこと。
- (2) 写しの交付については、半田市情報公開条例第11条の規定に基づき実費を徴収します。

ア	A3判までの複写物(白黒)	1枚	10円(片面)
イ	A3判までの複写物(カラー)	1枚	50円(片面)
ウ	ア及びイ以外の複写物等	実	費
エ	写しの送付に要する費用	実	費

(裏面)

情報内容	文書分類	第1	第2	第3	第4	保存 年限	1・5・10・30
	標 題						
	件 名						
決定内容	可 一時否(年 月 日まで) 一部否(第6条第 項第 号該当) 全部否(第6条第 項第 号該当) 存否を明らかにしない(第7条該当)					指 定 期 日	年 月 日
						場 所	

区 分	枚 数	単 価	金 額
複写交付物(A3判まで) 白黒	枚	円	円
複写交付物(A3判まで) カラー			
複写交付物(上記以外)			
郵 送 料 等	—	—	
計			

